

# 日本法育学会 第3回全国研究大会

## 大会テーマ『主体性を育む法育』

主催	日本法育学会
日時	2018年(平成30年)6月23日(土) 9:00 受付開始 9:30 開会
会場	日本大学法学部2号館4階 (〒101-0061 千代田区神田三崎町2-3-1)
参加費	正会員:1,000円 非会員:2,000円 高校生以下無料
懇親会	立食形式 3,000円 日本大学経済学部7号館14階レセプションホール
事前申込	2018年(平成30年)6月13日(水)まで
学会誌	法育研究1号・2号 各2,000円 受付にて販売

## プログラム

- 9:00 受付開始 (2号館4階)
- 9:30~9:45 開会 理事長あいさつ、総会
- 9:50~10:40 模擬裁判 テーマ『犬の道事件』
- 10:50~12:00 模擬評議
- 12:00~13:00 昼食・休憩 過去の模擬裁判を放映します。  
昼食は近隣の飲食店をご利用ください。  
1階に飲料自動販売機がございます。
- 13:00~14:00 特別講演 『更生と自立にむけた取組み』  
講談師・保護司 一龍齋貞花
- 14:10~16:20 自由研究発表 司会:杉山和之(志學館大学准教授)  
発表各30分、質疑各10分
- 14:10~14:50 新岡昌幸(北海道恵庭南高等学校教諭)
- 14:55~15:35 堂徳将人(北海商科大学教授)
- 15:40~16:20 松井丈晴(関東学院大学講師)
- 17:00~18:30 懇親会 会費:3,000円 立食形式  
日本大学経済学部7号館14階レセプションホール

# 模擬裁判要旨

## 「犬の道事件」― 事件と争点

犬を2匹連れて散歩していたAと自転車に乗っていた住民Bがけんかとなり、Bの殴打行為に対してAが反撃して殴打したところ、Bは転倒して頭部を強打し、全治6か月の傷害を負った。

傷害罪で起訴されたAは正当防衛を主張している。ただし、AがBの自転車を蹴った行為があるため、Bの殴打行為はA自身が招いた自招侵害にあたり、Aにとって「急迫」とはいえないのではないかが争われた。

裁判員裁判においては、どのような経緯によってトラブルになったのかという事実認定を、証言や被告人質問の総合的検討を通して解明することが期待される。

評議は全く自由に討議される。

# 自由研究発表要旨

## 「18歳選挙権時代の政治教育と主体的思考力の育成」

北海道恵庭南高等学校教諭 新岡 昌幸

2015年6月の公職選挙法改正により選挙権年齢が18歳に引き下げられ、高等学校の生徒も論争のある現実の政治問題について、主体的に考えることが求められるようになった。2016年7月には、参議院議員の通常選挙が控えていたこともあって、高校現場では、主権者教育の名の下に、模擬投票などの教育実践が活発に展開された。

しかし、そこには、選挙での投票を強く意識した実践に傾倒している（ように見える）ことや、教師が政治的中立性に必要以上の「敬讓」を払うあまりに、国政の政治課題を回避する傾向が強いことなど、今後の政治教育のあり方を左右しかねない問題が存在する。

そこで、本発表では、以上の問題について、「主体的思考力を育成するにはどうしたらよいか」という問題意識を根底におき、憲法学や政治哲学での議論、勤務校における実践例を参考にして検討することにしたい。

## 「18 歳選挙権・18 歳成人とこれからの高校教育

～18 歳を大人にするための教育課程経営上の課題とその解決に向けて～

北海商科大学教授 堂徳 将人

18 歳選挙権以降、各高等学校では「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動について」（2015 文科省通知）を踏まえるとともに「副教材（私たちが拓く日本の未来～有権者として求められる力を身に付けるために～）」（総務省・文科省）などを活用した指導を行ってきた。しかし、北海道の高等学校への各種調査からは、教育基本法第 14 条に掲げられる「政治的教養の尊重と政治的中立の確保の規定を踏まえた指導の困難から、公民科担当教諭に偏した指導の期待が見て取れる。一方、「政・経」担当者の多くが指導時間の不足などから、主権者教育の実践に困難を抱える。この度の 18 歳成人（民法改正）に伴い、契約や相続などをはじめとする現実の諸課題に係るリテラシーの育成など、教育内容の一層の充実が求められる中、「18 歳を大人にする高校教育」の新たな展開が求められている。そのためには、「カリキュラム・マネジメント」の再構築が必要であり、「個業から協働への授業観」への転換、言い換えれば「社会に開かれた教育課程」の理念を具現化することが重要である。

本発表では、こうした課題認識にもとづき、具体的な試案を通して考察する。

## 「労働法教育の必要性」

関東学院大学講師 松井 丈晴

ブラック企業・ブラックバイトなどの言葉に代表されるように、労働者自身が自らの権利を守っていく必要性が高いにも関わらず、そのために必要な労使関係法制度に関する知識が十分いきわたっていない現状がある。

厚生労働省では平成 21 年 2 月に『今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書』で、問題点が指摘され、平成 27 年に高校生及び大学生に対し、アルバイトに関する意識等調査を行った。

そして、厚生労働省では、「確かめよう労働条件」などの HP を利用し、情報発信を行い、労働条件相談ほっとラインによる相談体制を実施し、大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナーによる講師派遣などを行っている。一方、若年者雇用促進法で、新卒の早期離職解消のための政策がとられてきている。

労働法教育の現状と課題について検討する。